

南小国町観光基本計画策定業務委託仕様書

1. 業務名

南小国町観光基本計画策定業務委託

2. 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

3. 業務目的

第4次南小国町総合計画(2022～2029年度)策定時に実施した調査において、本町の産業の中で最も外貨を獲得しているのは、観光関連産業であり、平成30年度に町が独自に調査した産業連関表によると、町内生産額（約231億円）の44%を宿泊等の対個人サービス業及び商業が占めている結果となった。

本町の観光の動向については、平成28年熊本地震の影響もあり、平成28年～29年は、一時的に観光入込客数は減少したが、平成30年には震災前の水準までは達していないものの増加に転じる結果となった。また、新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年から観光入込客数が大幅に減少し、町内の観光関連作業は大きなダメージを受けたが、経済活動の活発化や感染症の5類移行などもあり、観光入込客数はコロナ前の水準まで回復している。近年の傾向では、特に外国人観光客の増加傾向が顕著であり、平成20年に約3.7万人であった入込客が平成30年には約8.7万人と倍以上に伸びている。

こうした状況で町が実施した観光満足度調査の結果からは、高い満足度や多くのリピーターの存在が明らかになる一方で、宿泊者の多くが宿泊翌日の午前中には本町を出てしまっていること、体験に係る消費額が非常に少ないこと等が浮き彫りになっている。

上記の調査結果などから本町の観光関連の課題は、観光客の滞在時間及び観光消費額を増やすこと、増加する外国人観光客の需要の取り込みなどが挙げられる。また、最近では日帰り客の増加による各施設の混雑も問題となっており、オーバーツーリズムに関する対策も必要となっている。

こうした状況を踏まえ、今後の本町の観光のあり方を検討し、持続可能な観光施策を展開していくための指針となる観光基本計画を策定するものである。

4. 業務内容

受注者は、各種オープンデータ等を活用した現況調査及び独自の観光アンケートの調査を実施。それらの調査結果・分析をもとに観光の現状把握やマーケテ

ィング手法を明らかにした本町のターゲット設定など、持続可能な観光誘客や観光地づくり、観光消費創出を目的とした本町の観光基本計画の策定を行うこと。なお、策定にあたっては、国・県及び本町の上位計画や関連計画を整理し、計画の内容と整合性を図ること。

(1) マーケティング調査

観光基本計画策定のための調査の設計、調査、集計、分析、報告書の作成。

- ①観光基本計画策定に向けての根拠、基礎とするための調査を設計すること。
- ②調査手法や調査規模は問わないが、本業務を実施する上で調査結果が統計として信頼できるデータとなる調査とすること。
- ③分析は単純集計とせず、クロス集計等により意向等を深く把握し、効果的な施策の検討を行うこと。
- ④アンケート調査やヒアリング調査は、調査のサンプル数が特定の時期の観光客に集中しないよう配慮すること。

(2) 南小国町観光基本計画策定委員会への出席及び会議支援

策定委員会の運営を通じて、観光基本計画策定へ向けた意見聴取・合意形成へと促す。

- ①策定委員会では、調査手法や調査結果について報告するための資料作成及び会議支援を行うこと。
- ②観光基本計画の策定について方向性を明確にし、策定委員会に諮るための資料の作成及び会議支援を行うこと。

(3) 観光基本計画の策定

- ①調査結果の分析に基づき、本町の観光に関する重要業績評価指標（KPI）を達成するための計画とすること。
- ②観光基本計画策定における全体構成（目次等）は、町とすり合わせのうえ、決定すること。

5. 委託契約に関する基本的事項

- (1) 委託料は、5,000 千円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。
- (2) 委託料の支払いは、原則として、業務完了後の精算払いとする。但し、認められれば、一部前払いを可とする。

6. 成果物

成果物の数量、仕様、データ形式及び納期限については下記のとおりとする。

- ①観光戦略（本書） 50 部及びデジタルデータ一式
- ②各種調査結果 50 部及びデジタルデータ一式

7. その他の事項

- （１）本業務の実施により生じた著作物（既得されている著作物は除く。）に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、南小国町に帰属する。
- （２）本業務の実施による成果物に含まれる第三者の著作権、肖像権その他の全ての権利についての交渉、処理は受注者が行うものとし、その経費は委託料に含むものとする。また、それらに関する紛争が生じた場合は、全て受注者の責任と費用負担で対応するものとする。
- （３）本業務の遂行にあたり、受注者は業務上知り得た事項を第三者に漏えいしないようにすること。また、これらのことは本業務終了後も同様とする。
- （４）受注者の責に帰すべき理由により、本町又は第三者に損害を与えた場合には、受注者がその損害を賠償すること。
- （５）受注者は本業務実施にあたり、業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することはできない。
- （６）受注者は、本業務を円滑かつ適正に進めるため、必要に応じて発注者との打合せや協議を行うこと。

8. 協議

仕様書に定めのない事項又は業務上疑義が生じた場合は、その都度、発注者と協議すること。